

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----------|
| 1 | 2号機 | 原子炉起動操作中、「直流125V（B）地絡」警報が発生し、調査したところ、原子炉自動減圧系の回路（原子炉格納容器内）に地絡が認められたため、原子炉を手動停止し、原因調査及び対応検討 | A s | 1月17日公表済 |

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1 | 1号機 | 廃棄物処理系廃液収集ポンプにおいて、グランドパッキンに締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換 | D | |
| 2 | 1号機 | 原子炉格納容器冷却海水ポンプ（D）駆動用電動機の点検時、温度検出器用フレキシブル電線管に亀裂が認められたため、当該電線管を交換 | D | |
| 3 | 1号機 | 原子炉格納容器冷却海水ポンプ（C）駆動用電動機の点検時、電動機カバーサポート部に腐食が認められたため、当該部を修理 | C | |
| 4 | 2号機 | 「蒸気タービン性能検査（その1）」成績書のデータ確認時、復水器真空度の平均値に誤記が認められたため、対応検討 | C | |
| 5 | 2号機 | 原子炉水分析計ラックにおいて、原子炉水溶存酸素計のカバーガラス部に亀裂が認められたため、当該計器を点検・修理 | D | |
| 6 | 3号機 | タービン建屋排気ファン（HVE3-2A, 2B, 2C）において、フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換 | 対象外 | |
| 7 | 3号機 | 放射性廃棄物処理建屋加熱蒸気戻り系の凝縮水移送ポンプ出口の回収タンク水位調整弁において、グランド部に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 8 | 3号機 | 原子炉建屋換気空調系給気ダクトの点検口において、蓋の変形によるエアリークが認められたため、当該点検口を修理 | D | |
| 9 | 4号機 | 原子炉建屋内ドレンファンネル点検において、ボルト外れ等の不具合（22件）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理 | D | |
| 10 | 4号機 | タービン建屋内ドレンファンネル点検において、ストレーナ腐食等の不具合（9件）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理 | D | |
| 11 | 4号機 | 放射性廃棄物処理建屋内ドレンファンネル点検において、ストレーナ腐食等の不具合（19件）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理 | D | |
| 12 | 4号機 | プロセス計算機のプログラム確認時、ジェットポンプ流量の平均値算出用プログラムに当該計算機の仕様書との相違が認められたため、対応検討 | B | |
| 13 | 5号機 | 計器設定に関する確認において、使用済燃料プール冷却浄化系スキーマージタンク水位スイッチの計器ヘッド補正值と調査値に相違が認められたため、対応検討 | C | |
| 14 | 6号機 | 主タービン第1・2軸振動計において、デジタル表示に「エラー」が認められたため、当該振動計を点検・修理 | D | |
| 15 | 6号機 | 主発電機冷却装置水素ガス供給系水素ポンベ（A系・B系）のヘッダ配管において、腐食が認められたため、当該配管を点検・修理 | D | |
| 16 | その他 | 海生物処理設備の排ガス一酸化炭素・酸素濃度記録計において、一酸化炭素濃度のデジタル表示部に表示不良が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など |

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで